

都市計画図等修正業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、宇治市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に発注する「都市計画図等修正業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書においては、その内容を示すものとする。

第2条（関係法令及び規則の遵守）

本業務の実施に際し、本仕様書並びに契約書及び宇治市「測量業務共通仕様書」、国土交通省近畿整備局「測量業務共通仕様書」、京都府「測量業務共通仕様書」によるほか、次の関係法令及び規則等に遵守し実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和24年6月3日 法律第188号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年8月31日 政令第322号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年9月1日 建設省令第16号）
- (4) 都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）
- (5) 都市計画法施行令（昭和44年6月13日 政令第101号）
- (6) 都市計画法施行規則（昭和44年8月25日 建設省令第49号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月30日 法律第63号）
- (8) 地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年8月29日 国土交通省令第78号）
- (9) 個人情報保護法（平成15年5月30日 法律第57号）
- (10) 個人情報保護法施行令（平成15年12月10日 政令第507号）
- (11) 作業規程の準則（平成28年9月 平成28年国土交通省告示第565号）
- (12) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（平成26年4月 国土地理院）
- (13) 日本版メタデータプロファイル（JMP2.0仕様書）（国土地理院）
- (14) 品質の要求、評価及び報告のための規則（平成28年4月 国土地理院）
- (15) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（平成26年4月 国土地理院）
- (16) 地図情報レベル 2500 数値地形図データ作成のための標準製品仕様書（案）第1.1版（平成26年4月 国土交通省国土地理院）
- (17) 1万分の1地形図図式（平成9年4月1日 国土地理院）
- (18) 都市計画GIS導入ガイダンス（平成17年3月 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 都市交通調査室）
- (19) 電子納品運用ガイドライン【測量編】（令和3年3月改定 国土交通省）
- (20) 測量成果電子納品要領（令和3年3月改定 国土交通省）
- (21) 宇治市公共測量作業規程
- (22) 宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (23) 宇治市個人情報の保護に関する法律施行細則

- (24) その他宇治市の条例及び諸規則
- (25) その他関係法令、規則及び手引き等

第3条（疑義の解決）

本仕様書について又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに甲と乙が協議するものとする。

第4条（提出書類）

乙は、契約締結後に以下の書類を甲に速やかに提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者通知書、主任技術者経歴書及び各資格の登録証・認定証の写し
- (4) 照査技術者通知書、照査技術者経歴書及び各資格の登録証・認定証の写し
- (5) 担当技術者通知書、担当技術者経歴書及び各資格の登録証・認定証の写し
- (6) 業務計画書
- (7) その他甲が必要と認める書類

第5条（主任技術者）

- 1. 乙は、本業務における主任技術者を定め、甲に通知するものとする。
- 2. 主任技術者は、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3. 主任技術者は、下記の資格、経験をすべて有する者とする。
 - (1) 測量士
 - (2) 技術士（都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）
 - (3) 空間情報関連業務の主任技術者を1回以上経験し、地理情報技術に精通したもの
- 4. 有資格者を証明するため、乙は、業務着手前に登録証の写しを提出するものとする。
- 5. 主任技術者は、乙が3か月以上雇用したものをいう。

第6条（照査技術者及び照査の実施）

- 1. 乙は、本業務における照査技術者を定め、甲に通知するものとする。
- 2. 照査技術者は、照査に関する事項を定める照査計画を作成し、甲が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うこととし、業務完了に伴って照査結果を照査報告書にまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ甲に提出するものとする。
- 3. 照査技術者は、下記の資格をすべて有する者とする。
 - (1) 空間情報総括監理技術者
 - (2) 技術士（都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）
- 4. 有資格者を証明するため、乙は、業務着手前に登録証の写しを提出するものとする。
- 5. 照査技術者は、乙が3か月以上雇用したものをいう。

第7条（資料等の貸与及び返却）

本業務に際し、甲は以下の資料を貸与する。乙は資料の破損、紛失、盗難等の事故のな

いように取り扱うものとし、本業務完了後、速やかに返却するものとする。

- (1) 数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500：DM 形式）
- (2) 各種都市計画情報データファイル（shape 形式）
- (3) 都市計画決定図書、及び都市計画図
- (4) 航空写真撮影成果（令和 5 年度京都府自治体情報化推進協議会作成）
- (5) 京都府航空レーザー計測成果（令和 5 年度京都府自治体情報化推進協議会作成）
- (6) その他協議により必要とするもの

第 8 条（守秘義務）

1. 乙は、本業務の実施過程で必要な全ての資料や成果品等の業務上知り得た事項については、甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。
2. 乙は、甲より貸与を受けるデータ及び作成するデータの情報保護及び品質管理の観点から、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとし、下記（1）、（2）の承認・認証を双方が受けていることを条件とし、乙は契約時にこれらを証明する書類を甲に提出するものとする。
 - (1) 情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認
（Information Security Management System：ISMS：JIS Q 27001）
 - (2) (財) 日本情報処理開発協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証
（プライバシーマーク：JIS Q 15001）

第 9 条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため「個人情報保護法」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。
2. 乙は、個人情報について目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却することとする。万が一、情報が漏洩した際は、甲に直ちに報告し、甲の指示に従い対応すること。また、作業・資料の収集においては資料の取り扱い上、市役所における作業となる場合もある。

第 10 条（屋外作業について）

1. 乙は、屋外にて作業を行う場合は、地元への周知方法について事前に甲と協議しなければならない。なお、周知に必要な書類は、甲の指示のもと乙が作成するものとする。
2. 乙は、業務の遂行のため第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地の所有者の了解を得て、紛争が起こらないように留意しなければならない。
3. 乙は、測量作業を実施する前に、あらかじめ証明書交付願を甲に提出し証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、乙は作業完了後、速やかに証明書を甲に返却しなければならない。

第 11 条（諸事故の発生及び賠償責任）

1. 乙は、本業務において事故等が発生した場合は、第一報（速報）を電話等で直ちに甲

- に報告するとともに甲が指示する様式により事故報告書を速やかに作成し、甲に提出しなければならない。
2. 乙は、甲から事故等の処理について、甲から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
 3. 本業務において、乙の責に帰すべき事由により、甲及び第三者に損害を与えた場合には、乙は損害の賠償を行わなければならない。

第 12 条（公共作業測量申請）

本業務は測量法第 5 条で定められた公共測量に該当するため、公共測量の申請を行うものとする。なお、甲は公共測量の申請を行うために必要な下記の手続きを行うものとし、乙は適切な時期に必要な書類を用意し、手続きに協力しなければならない。

- (1) 公共測量実施計画書の提出と技術的助言（測量法第 36 条）
- (2) 測量成果の使用承認申請書（測量法第 30 条）
- (3) 公共測量実施の公示（測量法第 14 条第 1 項・測量法第 39 条）
- (4) 公共測量完了の公示（測量法第 14 条第 2 項・測量法第 39 条）
- (5) 測量成果の提出（測量法第 40 条第 1 項）
- (6) その他指示する必要な手続き

第 13 条（測量機器の検定等）

1. 乙は、使用する測量機器について、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関が、測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、乙が第三者機関による検定と同程度のことが行える場合、乙の国内規格方式による検定により、これに代えることができる。
2. 乙は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。

第 14 条（精度管理）

1. 乙は、本業務における測量成果の正確さを確保するために、適切な精度管理を行い、この結果に基づき品質評価書及び精度管理表を作成し、甲に提出しなければならない。
2. 乙は、作業終了後速やかに作業量の 3% の点検測量を行わなければならない。

第 15 条（業務の調査等）

甲は、業務の履行状況について本仕様書の内容と差異がないか調査・報告を求めることができるものとする。なお、業務計画書等にて、本仕様書の内容を満たしていないと判断された場合は、乙は、本仕様書の内容を満たすように速やかに訂正、補足等を行わなければならない。

第 16 条（測量成果の検定）

1. 本業務において、数値地形図（地図情報レベル 2500）に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果及び利用度の高い測量成果は、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けなければならない。

2. 測量成果の検定は、市街地部にて無作為の1面(3k㎡)とする。

第17条(成果品の提出)

1. 乙は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果品をとりまとめて、甲に提出しなければならない。
2. 乙は、作業種別ごとに定められる「測量成果電子納品要領」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。
3. 乙は、電子データにより成果品を提出する場合は、成果品が納められた電子媒体のウイルスチェックを行うものとする。
4. 乙は、成果品の一部を宇治市の庁内GISのデータにセットアップを行うものとし、システム管理者と調整し、動作確認をしなければならないものとする。
5. 乙は、京都府・市町村統合型地理情報システム(以下「京都府統合型GIS」という)のデータを本業務で整備する各種GISデータに更新するものとし、既存システム開発業者と調整を行うものとする。
6. 乙は、本業務完了後、甲が国土地理院に公共測量成果等として提出する測量成果を作成しなければならない。

第18条(履行期限)

本業務の履行期限は、令和7年3月19日までとする。

第2章 作業概要

第19条(作業概要)

本業務の対象区域は、宇治市全域とし、作業概要は以下のとおりとする。

(1) 数値地形図修正(地図情報レベル2500)	67.5k㎡
(2) 数値地形図作成(地図情報レベル10000)	67.5k㎡
(3) 都市計画情報データ修正	1式
(4) 1/2,500地形図印刷(34面)	合計3,300枚
(5) 1/10,000地形図印刷(2面:市街地部・山間部)	合計550枚
(6) 都市計画総括図印刷	700枚
(7) 航空写真出力	1式
(8) 縦覧図製本	1式
(9) ラミネート加工	1式
(10) 製品仕様書更新	1式
(11) 報告書作成	1式

第3章 数値地形図修正(地図情報レベル2500)

第 20 条（作業概要）

数値地形図修正（地図情報レベル 2500）は、令和 5 年度に実施された京都府自治体情報化推進協議会作成の航空写真撮影成果及び航空レーザー計測成果を活用し、既成の数値地形図（地図情報レベル 2500）を修正するものである。

第 21 条（作業計画）

1. 作業計画は、本業務の実施に先立ち、業務に円滑な進捗が図れるように、作業の方法、使用する主要な機器、要因、日程等について適切な作業計画を修正範囲、修正量等を考慮の上、工程別に作成し、甲の承諾を得るものとする。

なお、各地図情報レベルの位置精度は以下の通りとする。

地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差
2,500	2.50m以内	1.0m以内	1.0m以内

第 22 条（予察）

1. 予察は、現地調査の着手前に、航空写真、航空レーザー計測成果及び参考資料等を用い、調査事項、調査範囲及び作業量等を把握するために行う。
2. 予察は、次の事項について行い、その結果を航空写真、航空レーザー計測成果、参考図及び野帳等に記入し、現地調査における基礎資料とするものとする。
 - (1) 旧数値地形図データのファイル構造・フォーマット・データの良否及び論理的矛盾についての点検
 - (2) 新設又は移転改理等を実施した基準点の調査
 - (3) 各種資料図等の利用可否の判定
 - (4) 旧数値地形図データと航空写真等の資料との照合による修正箇所抽出
 - (5) 地名、境界等の変更の調査及び資料収集
 - (6) 実施順序及び作業方法の決定
3. 予察の結果については、甲の確認を得るものとする。

第 23 条（現地調査）

現地調査は、予察の結果に基づいて、数値地形図修正に必要な表現事項、名称等を現地において調査・確認し、その結果を航空写真又は参考資料等に記入して、修正数値編集に必要なデータ及び資料を作成する。なお、現地調査の方法及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 現地調査は、原則として、修正にかかる航空写真の撮影時点を基準にして行う。
- (2) 道路は、2 条線を表示する道路の変化部はすべて調査補測する。1 条線を表示する道路の変化部は図上の長さ及び重要度を考慮し、調査補測する。
- (3) 鉄道は、変化した部分をすべて調査補測する。
- (4) 基準点は、必要に応じて調査確認する。
- (5) 建物は、原則として、変化した部分をすべて調査補測する。
- (6) 各種名称は、すべて調査確認する。
- (7) 宅地造成中等で建設中のものについては、その外周及び主要な道路、建物等を表示し、その状況を表現する。

第 24 条（修正数値図化）

1. 修正数値図化は、予察結果等に基づき、航空写真からデジタルステレオ図化機を用いてステレオモデルを構築し空間的位置関係を再現し、地形・地物等の座標値を取得して、修正数値図化データを記録する。
2. 使用するデジタルステレオ図化機は、数値図化時にデータの取得状況や結線情報が図形としてモニタリングでき、かつ編集機能を有する装置とする。また、画像計測性能は、0.1 画素以内まで読めるものとし、所定の精度を確認するため、作業着手前に点検調整を行うものとする。
3. 修正数値図化における地上座標系は、0.01m単位とする。
4. 修正データについては、周辺地物との整合性が確保されるよう、必要に応じて修正箇所の周辺部についてもデータ取得を行う。
5. 標定は、外部標定要素又はパスポイント、タイポイント等の成果を用いて、空中写真のステレオモデルを構築し、地上座標系と結合させるものとする。
6. 標定時のステレオモデルの残存縦視差は、画素寸法の単位で1画素以内とし、地上座標系との水平位置及び標高の誤差は、以下の通りとする。

地図情報レベル	水平位置	標高値
2500	1.25m以内	0.5m以内

7. 修正数値図化の範囲は、パスポイントとタイポイントで囲まれた範囲とする。

第 25 条（修正数値編集）

1. 現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成するものとする。
2. 現地調査等において収集した図面等の資料をもとに、注記等の情報はスキャナを用いた対話処理等にて数値化し、図形編集装置に入力した後に、追加、削除、修正等の編集処理を行うものとする。
3. 等高線データは、令和5年度に京都府によって実施された航空レーザー計測成果（レベル2500）を用いて自動生成するものとする。
4. 出力する図郭を意識して、記号及び注記を適当な位置に配置するものとする。ただし、接合する複数図郭とも表示すべき記号及び注記が存在する場合は、市域全域を接合した場合に重複が発生することを考慮し、特定のコードを付与して、この記号及び注記を整理しておくものとする。
5. 点検及び現地補測等のため、編集済みデータを用いて、地図情報レベル2500と同等の縮尺で、作成された製品仕様書に準拠した図式にて自動製図機を用いて出力を行い、目視にて必要項目の点検を行うものとする。また、編集済みデータの論理的矛盾等については、点検プログラム等を用い自動処理にて点検を行うものとする。なお、点検結果については、必要に応じて甲に報告するものとする。
6. 本市と隣接する自治体との境界部分について、各自治体の数値地形図データとの整合を図り、1/2,500地形図の図郭内に空白を作らないように加工するものとする。

第 26 条（数値地形図データファイルの更新）

1. 修正数値編集により作成された数値地形図データファイルを、電磁的記憶媒体に記録

する。

2. 製品仕様書で規定しているデータ品質を満足しているか評価するために、製品仕様書に含まれる品質評価手順書に基づき品質評価を実施するものとする。
3. 数値地形図データファイルのメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について作成するものとする。
4. 修正した数値地形図データファイルは、汎用的なデータとして使用できるように、DM形式以外に、GISデータとして shape 形式を、印刷用データとして各図郭の dxf 形式と pdf 形式を作成するものとする。

第4章 数値地形図作成（地図情報レベル 10000）

第27条（作業概要）

数値地形図作成（地図情報レベル 10000）は、前章にて作成した数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）をもとに、地図情報レベル 10000 の数値地形図データを作成するものである。

第28条（作業計画）

作業計画は、数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）をもとに、地図情報レベル 10000 の数値地形図データを作成する作業計画を工程別に立案するものとする。

第29条（縮小数値編集）

1. 図形編集装置を用いて、数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）をもとに、製品仕様書に準拠し、国土地理院が規定する 1 万分 1 地形図図式を参考に甲と協議し、適切な取舍選択、総合描示等の編集を行い、縮小編集データを作成するものとする。
2. 注記データは、国土地理院が規定する 1 万分 1 地形図図式を参考に甲と協議し、地図情報レベル 10000 に適切な注記の位置、字大、字隔等を決定し、その属性等も併せて作成するものとする。
3. 点検のため、編集済みデータを用いて、地図情報レベル 10000 と同等の縮尺で、製品仕様書に準拠した図式にて自動製図機を用いて出力を行い、目視にて必要項目の点検を行うものとする。また、編集済みデータの論理的矛盾等については、点検プログラム等を用い点検を行うものとする。なお、点検結果については、必要に応じて甲に報告するものとする。

第30条（数値地形図データファイル作成）

1. 縮小数値編集により作成された数値地形図データファイルを、電磁的記憶媒体に記録する。
2. 製品仕様書で規定しているデータ品質を満足しているか評価するために、製品仕様書に含まれる品質評価手順書に基づき品質評価を実施するものとする。
3. 数値地形図データファイルのメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について作成するものとする。

4. 作成した数値地形図データファイルは、汎用的なデータとして使用できるように、DM形式以外に、GIS データとして shape 形式を、印刷用データとして各図郭の dxf 形式と pdf 形式を作成するものとする。

第5章 都市計画情報データ修正

第31条（作業概要）

都市計画情報データ修正は、前章までで作成した地図情報レベル 2500 の数値地形図データをもとに、既存の都市計画情報データを都市計画決定図書等に基づき地形地物に整合するように修正するものである。

第32条（作業計画）

本作業の実施にあたり、合理的かつ能率的に業務を遂行するために必要な各工程における基本方針を定め細部計画を立案するものとする。

第33条（資料収集整理）

以下の都市計画決定・変更に関する資料の収集整理を行い、必要に応じて複製を行い整理するものとする。

- (1) 都市計画区域
- (2) 市街化区域・市街化調整区域
- (3) 用途地域
- (4) 特別用途地区
- (5) 高度地区
- (6) 防火地域又は準防火地域
- (7) 風致地区
- (8) 生産緑地地区
- (9) 都市計画道路
- (10) 都市高速鉄道
- (11) 都市計画公園
- (12) 都市計画緑地
- (13) 下水道処理場・排水機場（下水道）
- (14) ごみ焼却場
- (15) 火葬場
- (16) 地区計画
- (17) 国立・国定公園
- (18) 地区まちづくり協議会の活動区域
- (19) 景観計画区域

第34条（予察）

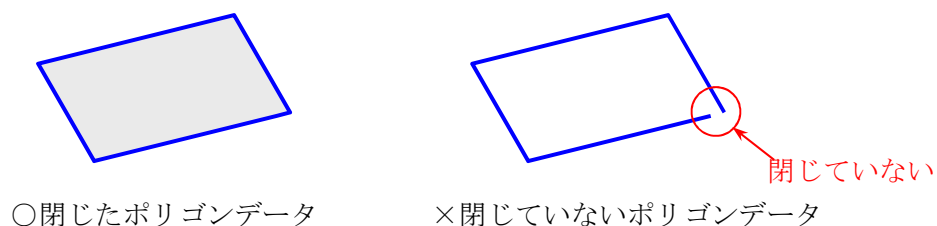
前章までで作成した数値地形図データと既存の数値地形図データを利用して、経年変化

箇所に該当する都市計画情報データに変更がないか、予察調査を行うものとする。なお、予察の結果については、甲の確認を得るものとする。

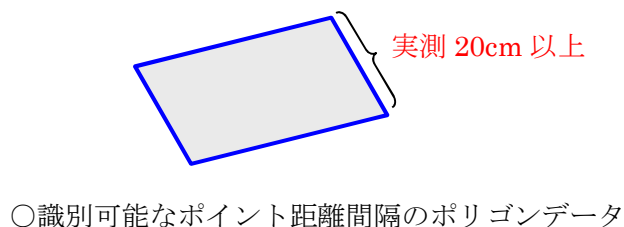
第 35 条（都市計画情報データ修正）

1. 都市計画情報データ修正は、都市計画決定図書をもとに、計算機を用い図形修正を行うものとする。京都府統合型 GIS 及び宇治市の庁内 GIS 上で図形が正確に表示させるため、以下の項目に従って、データを修正する。なお、作成するデータについては別紙 1 「都市計画データリスト」に記載された情報とし、整備するデータは Shape 形式とする。

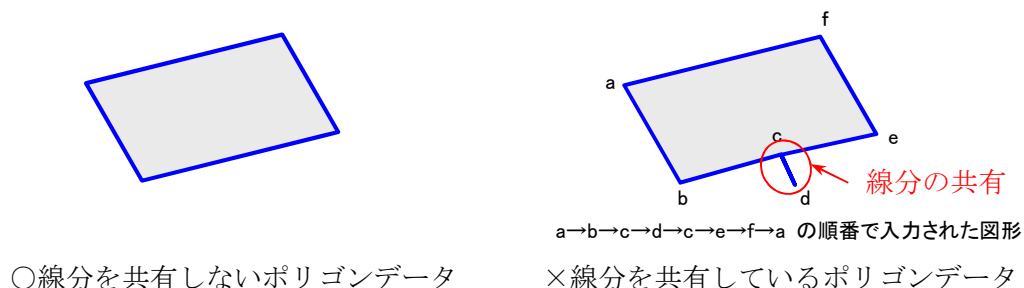
(1) 各図形は、起終点座標が一致した閉じたポリゴンデータとして修正する。



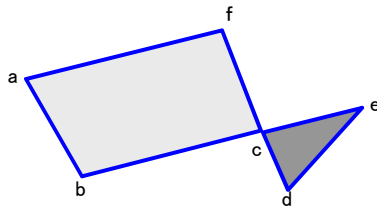
(2) 各図形を構成するポイント間の最小距離は実測距離で 20cm 以上とする。



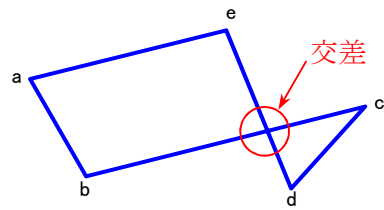
(3) 各図形は、線分を共有しない（ダングルを含まない）ポリゴンデータとする。



(4) 各図形は、線分が交差していないポリゴンデータとする。

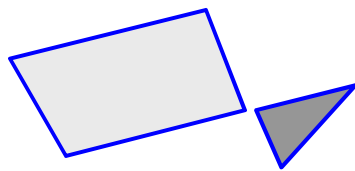


a→b→c→f c→d→e の順番で入力された2つの図形
○線分が交差していない
2つのポリゴンデータ

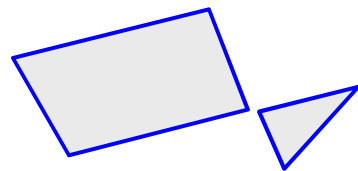


a→b→c→d→e→a の順番で入力された図形
×線分が交差している
1つのポリゴンデータ

(5) 1 属性に対して複数図形が対応するポリゴン (マルチパート・ポリゴン) を構成しないこととする。(図形に中抜きのある場合を除く。)

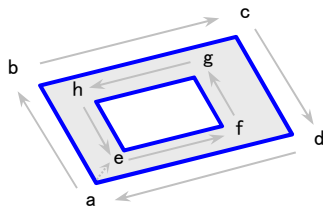


○1 属性に対して1つの
ポリゴンデータ



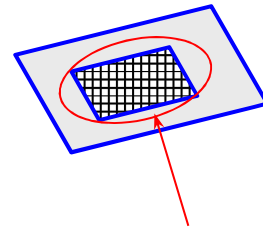
×1 属性に対して2つ以上の
ポリゴンデータ

(6) 図形に中抜きの穴がある (いわゆるドーナツポリゴン) 場合、外周線は時計回り、内周線は反時計回りで入力したマルチパート・ポリゴンとする。



パート1: a→b→c→d→a、パート2: e→f→g→h→a
の順番で入力された図形

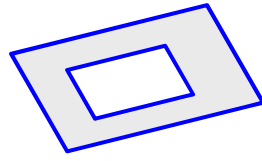
○ドーナツポリゴンデータ



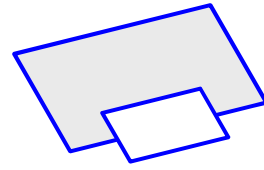
穴用の別ポリゴンデータ

×穴用のポリゴンデータを重ねた
擬似的なドーナツポリゴンデータ

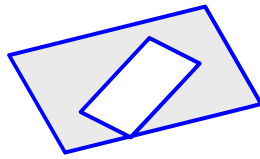
(7) ドーナツポリゴンの穴は図形の内側にあることとする。



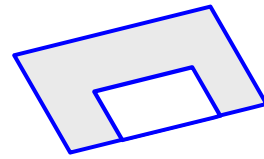
○穴が図形の内側にあるポリゴンデータ



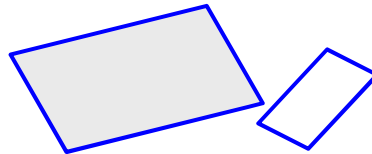
×穴が外周部からはみ出している
ポリゴンデータ



○外周線に内周が1点で接している
ポリゴンデータ

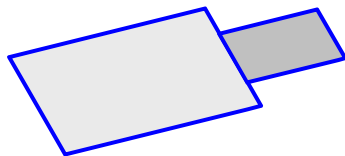


×外周線と内周線を共有している
ポリゴンデータ

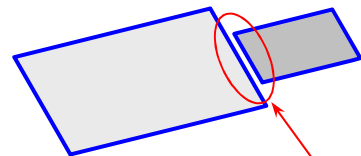


×内周線が外周部の外にある
ポリゴンデータ

(8) ポリゴン同士が隣り合う場合、隣り合う辺を構成する点の座標を一致させ、隙間や重なりを作らないようにする。

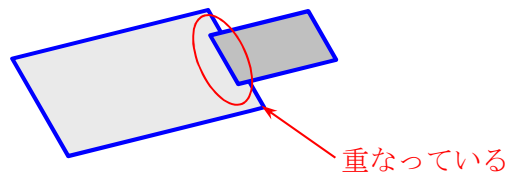


○隣り合う辺が座標一致している
ポリゴンデータ



×隣り合う辺の間に隙間がある
ポリゴンデータ

隙間がある



×隣り合う辺が重なっている
ポリゴンデータ

2. 属性データの輸入は、都市計画情報のデータベース定義書に従って行うものとする。
データファイル仕様について変更がある場合は、甲と協議のうえ、新たなデータベース定義書の作成を行う。
3. 上記で構築されたデータを目視検査後、地理情報システムにより、ラインデータのネットワーク接点、ポリゴンデータの閉塞領域の漏れ等を確認するものとする。また、各図面間の接合も併せて確認を行うものとし、不合箇所が抽出された場合は再計算を行うものとする。

第 36 条（図面作成）

修正した都市計画情報データと前章までに作成した数値地形図データ（地図情報レベル 2500）を重ね合わせて、図面及び整飾データの作成をして出力を行い、甲に提出する。校正がある場合は、甲の指示に従い、確認を受けるものとする。

第 37 条（印刷図データ作成）

1. 前章までに作成した数値地形図データ（地図情報レベル 10000）上に、前条にて修正した都市計画情報データを重ね合わせて、都市計画総括図データ（地図情報レベル 10000）を作成する。
2. 都市計画総括図データ（地図情報レベル 10000）の図式及び色の表現は、既存の都市計画総括図に従い、最適な線種・線号・面的色濃度・文字記号の配置等に留意し、甲との協議のうえ決定する。決定後は、各都市計画情報のレイヤーを色版ごとに製版用ファイルを作成する。
3. 修正した都市計画情報データは、汎用的なデータとして使用できるように、GIS データとして shape 形式を、印刷用データとして総括図・縦覧図等の pdf 形式を作成するものとする。

第 6 章 印刷・製本・成果品とりまとめ

第 38 条（1/2, 500 地形図印刷）

1. 数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）を用いて印刷用の版を作成し、オフセット印刷を行うものとする。
2. 数値地形図データを用い、図面出力装置（カラーインクジェットプリンタ）を利用し

て、後に作成する印刷用データの校正図面を出力するものとする。なお、甲の指示のもと修正する箇所については、編集装置を用いて速やかに修正を行い、再校正用図面を出力するものとする。

3. 校正が完了した印刷用データをデジタル化処理にて分解し、製版データを作成するものとする。
4. 前項で作成した製版データより CTP 装置にて刷版を作成し、オフセット印刷機にて色校正用印刷を行い、甲にて印刷色の確認を行うものとする。なお、甲の指示のもと修正する箇所については、速やかに修正を行うものとする。
5. 印刷の際には、ズレ、ムラなどが無いように十分留意すること。
6. 印刷用紙は、1,000 枚あたり 70kg の地図用紙をするものとする。
7. 各図葉の枚数は、甲と協議のうえ決定する。

第 39 条（1/10,000 地形図印刷）

1. 数値地形図データファイル（地図情報レベル 10000）を用いて印刷用の版を作成し、オフセット印刷を行うものとする。
2. 数値地形図データを用い、図面出力装置（カラーインクジェットプリンタ）を利用して、後に作成する印刷用データの校正図面を出力するものとする。なお、甲の指示のもと修正する箇所については、編集装置を用いて速やかに修正を行い、再校正用図面を出力するものとする。
3. 校正が完了した印刷用データをデジタル化処理にて分解し、製版データを作成するものとする。
4. 前項で作成した製版データより CTP 装置にて刷版を作成し、オフセット印刷機にて色校正用印刷を行い、甲にて印刷色の確認を行うものとする。なお、甲の指示のもと修正する箇所については、速やかに修正を行うものとする。
5. 印刷の際には、ズレ、ムラなどが無いように十分留意すること。
6. 印刷用紙は、1,000 枚あたり 70kg の地図用紙をするものとする。
7. 各図葉の枚数は、甲と協議のうえ決定する。

第 40 条（都市計画総括図印刷）

1. 都市計画総括図データ（地図情報レベル 10000）を用いて印刷用の版を作成し、オフセット印刷を行うものとする。
2. 数値地形図データを用い、図面出力装置（カラーインクジェットプリンタ）を利用して、後に作成する印刷用データの校正図面を出力するものとする。なお、甲の指示のもと修正する箇所については、編集装置を用いて速やかに修正を行い、再校正用図面を出力するものとする。
3. 校正が完了した印刷用データをデジタル化処理にて分解し、製版データを作成するものとする。
4. 前項で作成した製版データより CTP 装置にて刷版を作成し、オフセット印刷機にて色校正用印刷を行い、甲にて印刷色の確認を行うものとする。なお、甲の指示のもと修正する箇所については、速やかに修正を行うものとする。
5. 印刷の際には、ズレ、ムラなどが無いように十分留意すること。

6. 印刷用紙は、1,000 枚あたり 70kg の地図用紙をするものとする。

第 41 条（航空写真出力）

1. 各航空写真を出力し、ファイルにまとめるものとする。
2. 各航空写真を接合編集した、S=1/10,000 の航空写真図面を作成するものとする。
3. 出力の際には、ズレ、ムラなどが無いように十分留意すること。
4. 出力用紙については、光沢のマット紙を基本とし、甲と協議のうえ決定する。
5. ファイルの様式については、甲と協議のうえ決定する。

第 42 条（縦覧図製本）

1. S=1/2,500 の用途地域、都市計画道路の縦覧図を製本するものとする。
2. 出力の際には、ズレ、ムラなどが無いように十分留意すること。
3. 縦覧図の構成、製本に使用するカバーについては、甲と協議のうえ決定する。
4. 上記縦覧図とは別に各ページの図面（図葉）を収納したファイルをそれぞれ作成する。

第 43 条（ラミネート加工）

1. 作成した都市計画図面をラミネート加工し、6 面整備するものとする。
2. ラミネートの素材は、厚さ 42 μ m を原則とし、甲と協議のうえ決定する。

第 44 条（製品仕様書更新）

平成 30 年度に本市が発注した「宇治市都市計画図等修正業務委託」において整備した製品仕様書をベースに、本業務で得る地理情報について詳細に定義した設計図として、データ内容、構造、データ品質、品質評価手順、メタデータ及び GIS データの定義等を示す製品仕様書を更新する。

第 45 条（報告書作成）

本業務の内容を報告書として取りまとめ製本するものとする。

第 46 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時 1 回、中間 3 回、成果品納入時の計 5 回行うものとする。
なお、その内容についてはその都度乙が打合せ記録簿に記録し甲へ提出する。

第 7 章 成果品

第 47 条（納入成果品）

本業務における納入成果品は下記の通りとする。

(1) 製品仕様書

1. 数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500） 1 式
2. 数値地形図データファイル（地図情報レベル 10000） 1 式

(2) 数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）

1. 現地調査結果を整理した航空写真	1 式
2. 数値地形図データファイル (地図情報レベル 2500 : DM、shape、dxf 形式)	1 式
3. 品質評価表	1 式
4. メタデータ	1 式
(3) 数値地形図データファイル (地図情報レベル 10000)	
1. 数値地形図データファイル (地図情報レベル 10000 : DM、shape、dxf 形式)	1 式
2. 品質評価表	1 式
3. メタデータ	1 式
(4) 都市計画情報データファイル	
1. 都市計画情報データファイル (shape 形式)	1 式
2. データベース定義書	1 式
(5) 印刷・製本	
1. 1/2,500 地形図 (34 面)	合計 3,300 枚
2. 1/10,000 地形図 (2 面 : 市街地部・山間部)	合計 550 枚
3. 1/10,000 都市計画総括図印刷 (カラー多色刷り)	700 枚
4. 1/2,500 都市計画用途図図書カラー出力製本 (ソフトカバー)	1 部
5. 1/2,500 都市計画道路図図書カラー出力製本 (ソフトカバー)	1 部
6. 航空写真図面 (S=1/10,000)	3 面
7. 航空写真ファイル	1 部
8. 都市計画図面ラミネート加工	6 面
(6) その他	
1. 各種印刷用データ (pdf 形式)	1 式
2. 成果検定証明書	1 式
3. 業務報告書	1 式
4. その他、甲が指示したもの	1 式

【別紙1】都市計画データリスト

1 都市計画総括図及び縦覧図を作成する上で取り扱う都市計画決定データは、以下のとおりとする。また、京都府統合型 GIS に対応したデータを構築するものとする。

都市計画等の種類	GIS データの種類	データ形式	備考
都市計画区域	都市計画区域	ポリゴン	
	都市計画区域界線	ライン	
区域区分	市街化区域	ポリゴン	
	市街化区域界線	ライン	
用途地域	用途地域	ポリゴン	
	用途地域界線	ライン	
	用途界線_マーク	ポイント	
	用途地域_幅取り	ライン	
	用途界線_変化位置 pt	ポイント	
	用途界線ラベル	ポイント	
特別用途地区	特別用途地区	ポリゴン	
高度地区	高度地区	ポリゴン	
防火・準防火地域	防火・準防火地域	ポリゴン	
生産緑地地区	生産緑地地区	ポリゴン	
風致地区	風致地区	ポリゴン	「普通風致地区」と「特別風致地区」の2種類の既成 GIS データを合成して作成する。
都市計画道路	都市計画道路	ポリゴン	
都市計画道路 都市高速鉄道	都市計画道路 ln	ライン	
	道路_起終点	ポイント	
	都市計画道路旗揚げ線	ライン	
	旗揚げ注記	ポイント	
	都市計画道路注記	ポイント	
	都市高速鉄道	ポリゴン	
都市高速鉄道	都市高速鉄道 ln	ライン	
都市計画公園	都市計画公園	ポリゴン	
都市計画緑地	都市計画緑地	ポリゴン	
下水道	下水道（下水処理場・排水機場）	ポリゴン	「下水処理場」と「排水機場」の2種類の既成 GIS データを合成して作成する。
ごみ焼却場	ごみ焼却場	ポリゴン	
火葬場	火葬場	ポリゴン	
地区計画	地区計画	ポリゴン	
国定公園	国定公園	ポリゴン	京都府統合型 GIS の対応は不要
景観計画区域	景観計画区域	ポリゴン	京都府統合型 GIS の対応は不要

その他作成する上で必要とする GIS データ

2 京都府統合型 GIS へのセットアップに用いるため、上記のデータとは別に下表のデータを作成または修正するものとする。

GIS データの種類	データ形式	備考
都市計画道路	ポリゴン	本業務において修正する「都市計画道路」の GIS データをもとに作成する。
都市計画公園及び都市計画緑地	ポリゴン	本業務において修正する上記「都市計画公園」「都市計画緑地」の GIS データを合成して作成する。
その他の都市計画施設	ポリゴン	本業務において修正または作成する上記「都市高速鉄道」「下水道」「ごみ焼却場」「火葬場」の GIS データを合成して作成する。
地区まちづくり協議会の活動区域	ポリゴン	既成の GIS データを修正する。